◇**宇宙政策委員会令の一部を改正する政令**（政令第一九一号）（内閣府本府）

1　宇宙政策委員会に、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会を置くこととした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**総務省国立研究開発法人審議会令**（政令第一九二号）（総務省）

1　審議会の委員の数、臨時委員等の設置、委員の任命、任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の長の選任等について定めることとした。（第四条関係）

3　部会の設置、部会の長の選任等について定めることとした。（第五条関係）

4　会議を開き、議決する場合の要件を定めることとした。（第六条関係）

5　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第七条～第九条関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**文部科学省国立研究開発法人審議会令**（政令第一九三号）（文部科学省）

1　文部科学省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の委員の数、臨時委員等の設置、委員の任命、任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の会長の選挙等について定めることとした。（第四条関係）

3　部会の設置、部会長の選挙等について定めることとした。（第五条関係）

4　会議を開き、議決する場合の要件を定めることとした。（第六条関係）

5　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第七条～第九条関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**厚生労働省国立研究開発法人審議会令**（政令第一九四号）（厚生労働省）

1　厚生労働省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、委員二〇人以内で組織することとした。（第一条第一項関係）

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができるものとし、臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命することとした。（第一条第二項及び第二条第一項関係）

3　審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命することとした。（第一条第三項及び第二条第二項関係）

4　審議会の委員の任期は二年とし、委員は再任されることができることとした。（第三条関係）

5　審議会に会長を置き、委員のうちから、委員が選挙することとした。（第四条関係）

6　その他審議会の運営に関する所要の規定を置くこととした。（第五条～第九条関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**農林水産省国立研究開発法人審議会令**（政令第一九五号）（農林水産省）

1　農林水産省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の委員の数、臨時委員等の設置、委員の任命及び任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の会長の選挙等について定めることとした。（第四条関係）

3　部会の設置、部会長の選挙等について定めることとした。（第五条関係）

4　会議を開き、議決する場合の要件について定めることとした。（第六条関係）

5　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第七条～第九条関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**経済産業省国立研究開発法人審議会令**（政令第一九六号）（経済産業省）

1　審議会の委員の数、臨時委員等の設置、委員の任命、任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の長の選任等について定めることとした。（第四条関係）

3　部会の設置、部会長の選任等について定めることとした。（第五条関係）

4　会議を開き、議決する場合の要件を定めることとした。（第六条関係）

5　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第七条～第九条関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国土交通省国立研究開発法人審議会令**（政令第一九七号）（国土交通省）

1　国土交通省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の委員の数、臨時委員等の設置、委員の任命、任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の会長の選任等について定めることとした。（第四条関係）

3　部会の設置、部会長の選任等について定めることとした。（第五条関係）

4　会議を開き、議決する場合の要件を定めることとした。（第六条関係）

5　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第七条～第九条関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**環境省国立研究開発法人審議会令**（政令第一九八号）（環境省）

1　審議会の委員の数、臨時委員等の設置、委員の任命、任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の長の選任等について定めることとした。（第四条関係）

3　会議を開き、議決する場合の要件を定めることとした。（第五条関係）

4　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第六条～第八条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令**（政令第一九九号）（原子力規制委員会）

1　審議会の委員の数、臨時委員等の設置、委員の任命、任期等について定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　審議会の長の選任等について定めることとした。（第四条関係）

3　部会の設置、部会の長の選任等について定めることとした。（第五条関係）

4　会議を開き、議決する場合の要件を定めることとした。（第六条関係）

5　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。（第七条～第九条関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二〇〇号）（内閣官房）

1　研究開発に関する審議会として、宇宙政策委員会、総務省の国立研究開発法人審議会、文部科学省の国立研究開発法人審議会、厚生労働省の国立研究開発法人審議会、農林水産省の国立研究開発法人審議会、経済産業省の国立研究開発法人審議会、国土交通省の国立研究開発法人審議会、環境省の国立研究開発法人審議会及び原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第二〇一号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、幼保連携型認定こども園を設置し、又は経営する学校法人等を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二〇二号）（国土交通省）

一　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正関係

1　独立行政法人住宅金融支援機構の行う譲受けの対象となる貸付債権として、住宅の購入に付随する当該住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る貸付債権を追加することとした。（第五条第一項第二号関係）